

「スイーツキャベツ」ブランドロゴマーク使用要項

平成27年10月1日付27産労農振第1061号
一部改正 平成30年4月17日付30産労農振第169号
一部改正 令和元年7月3日付31産労農振第758号

第1 目的

この要項は、東京都内生産者が生産し、一定の基準と品質を備えたキャベツについて差別化を図り、その品質と信頼を高めるために必要な事項と、その基準を満たしたものに「スイーツキャベツ」ブランドロゴの使用を認めるための必要な事項を定めるものであり、生産振興、消費拡大と消費者への周知を図ることを目的とする。また、出荷する際にスイーツキャベツ出荷基準を遵守し、生産者が別紙1記載の「スイーツキャベツ」ブランドロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用及び製作するにあたり、その適正な製作及び使用のための必要な事項を定めることを目的とする。

第2 名称

第3で定める出荷基準を満たしたキャベツの名称を「スイーツキャベツ」とする。

第3 出荷基準

スイーツキャベツは、都内の生産者団体が栽培し、別紙2の出荷基準を満たすものとする。

第4 生産履歴

生産履歴は、各生産者団体が管理するものとし、知事は生産履歴の提出を求めることができるものとする。

第5 ロゴマークの使用

ロゴマーク使用の対象となるスイーツキャベツは、生産者団体が都内で生産し、出荷基準を満たしたものとし、その使用は出荷又は販売のときに限る。また、加工品については、スイーツキャベツを使用した加工品とする。

第6 ロゴマークの様態

ロゴマークは、結束テープ、シール、包装資材、のぼりや看板に使用することができる。

第7 ロゴマークの使用及び製作の申請

- 1 ロゴマークを使用した結束テープ、シール、包装資材、のぼりや看板を製作するときは、あらかじめ別記様式第1号により知事へ申請し、知事の許可を得るものとする。
- 2 作付予定面積、栽培予定者等、申請した内容に変更があった場合は別記様式第2号により知事へ申請する。
- 3 ロゴマークの使用を中止する場合は別記様式第3号により知事へ届け出る。
- 4 申請を行う者は、各生産者団体の代表者とする。
- 5 申請書の提出期限はロゴマークを使用する年度の8月31日までとする。

第8 サンプルの提出

第7の1で許可を受けてロゴマークを使用した結束テープ、シール、包装資材、のぼりや看板を製作する場合、事前にデザイン案を都まで提出し、了承を得ることとする。

第9 ロゴマークの改変の禁止

ロゴマークの図像は、別紙1に記載のとおりとし、改変することはできない。ただし、ロゴマークの色については、印刷する包装資材に合わせて緑色、黒色、白色など単色に変更することができる。

第10 印刷物等管理

ロゴマークを使用した結束テープ、シールや包装資材等の印刷物は誤った使用がないように、許可を受けた各生産者団体の代表者が適正に管理をすることとする。

第11 ロゴマークの使用期間

使用期間は、申請した年度の3月31日までとする。

第12 ロゴマークの使用及び製作報告

申請者は使用期間が終了した場合、ロゴマークの使用状況を別記様式第4号により報告する。

第13 ロゴマークのデザイン使用料

ロゴマークのデザイン使用料は、無料とする。

附 則

この要項は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成30年5月1日から施行する。
- 2 この要項の効力は、平成33年（2021年）3月31日までとする。

附 則

この要項は、決定日から施行する。

別記様式第1号

年 月 日

東京都知事様

団体所在地

団体名

代表者氏名

印

スイーツキャベツブランドロゴマーク使用申請書（新規・更新）

「スイーツキャベツ」ブランドロゴマーク使用要項第7の1により下記のとおり申請します。

記

1 使用期間

年 月 日～ 年 月 日

2 使用するものの名称（例：結束テープ、シール等）

3 製作する数

4 団体事務局連絡先

(1) 担当者所属及び氏名

(2) 連絡先電話番号

5 添付資料

作付予定面積及び栽培予定者が分かるもの

別記様式第2号

年 月 日

東京都知事様

団体所在地

団体名

代表者氏名

印

スイーツキャベツブランドロゴマーク使用申請書（変更）

ブランドロゴマーク使用要項第7の2により、使用申請の変更を下記のとおり申請します。

記

1 使用を変更する理由

2 団体事務局連絡先

(1) 担当者所属及び氏名

(2) 連絡先電話番号

3 添付資料

変更後の作付予定面積及び栽培予定者が分かるもの

別記様式第3号

年 月 日

東京都知事様

団体所在地

団体名

代表者氏名

印

スイーツキャベツブランドロゴマーク使用中止届

ブランドロゴマーク使用要項第7の3により、使用の中止を下記のとおり届け出ます。
また、ロゴマークを使用した印刷物は不正使用を防ぐために廃棄いたします。

記

1 使用を中止する理由

2 団体事務局連絡先

(1) 担当者所属及び氏名

(2) 連絡先電話番号

別記様式第4号

年 月 日

東京都知事様

団体所在地

団体名

代表者氏名

印

スイーツキャベツブランドロゴマーク使用報告書

年 月 日付で申請したスイーツキャベツブランドロゴマークについて、
ブランドロゴマーク使用要項第12により、使用報告書を提出します。

記

1 使用報告

(出荷量、使用期間、使用方法、販売先、使用した効果等を記述)

2 団体事務局連絡先

(1) 担当者所属及び氏名

(2) 連絡先電話番号

別紙 1

ロゴマーク（横）



ロゴマーク（縦）



※使用時に産地名を提示する場合、東京都練馬区産→東京都〇〇産（〇〇は産地名）または、東京都練馬区産→東京都産とする。

出荷基準

項目	内容		
品質	裂球、抽苔、病虫害、鳥害、傷害球を除き、茎の切除及び外葉の除去を適切に行い、球を揃える。形状色沢調整の良好なもの。		
糖度	測定方法	茎頂部付近を搾汁したものを検液として、糖度計で測定を行う。	
	測定時期	測定は収穫期前(11月)からとし、定期的に行う。また、出荷期間中も定期的に測定をする。	
	測定場所	測定するキャベツの畑は地域ごとに代表の畑を設定して行う。	
出荷期間	出荷開始日及び終了日は、糖度基準及び生育状況を勘案し、各団体の代表者が定める。 糖度基準は、複数個のブリックス糖度が12月以前は8.5以上、1月以降は9.0以上になったら出荷開始とし、出荷終了まで上記基準を遵守する。		
販売先別による 出荷形態	量販店等	形態	基本、L玉とし、販売時に半切とする。M玉は玉で販売する。
		包装	L玉はロゴマークシールを玉数の2倍、同梱する。 M玉はロゴマークシールを玉数の数、同梱する。 スイーツキャベツとわかるように、ロゴマークが目立つような包装を依頼する。
		重さ	・顧客の規格に準ずる。 ・目安は以下のとおりとする。 半切の場合 L 8玉/箱 1玉の場合 M 10玉/箱
		その他	上記項目含め、顧客の要望に適宜合わせること。
	直売	形態	玉での販売を基本とし、場合により半切での販売も行う。
		包装	スイーツキャベツとわかるように、ロゴマークが目立つような包装をする。
		重さ	・顧客の規格に準ずる。 ・目安は以下のとおりとする。 L 1.5~1.2kg M 1.2~0.9kg
		その他	上記項目含め、顧客の要望に適宜合わせること。
	その他	上記以外に出荷する場合は顧客の要望に合わせること。	
	加工原料	出荷先のニーズを踏まえ、規格外品等の有効活用を図る。なお、加工品についても、出来るだけスイーツキャベツのロゴを活用してもらい、ブランドPRを図る。	